

1. 会合名	第 32 回 理事会
2. 日 時	平成 27 年 12 月 10 日 (木) 午後 4 時～午後 5 時
3. 議 案	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 27 年度上半期における紛争解決業務等の状況及び検証について 2. あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について 3. システムインフラのセキュリティ強化について 4. 今後の財務面における留意事項について 5. その他
4. 主な内容	<p>1. 平成 27 年度上半期における紛争解決業務等の状況及び検証について 平成 27 年度上半期における紛争解決業務等の状況及び検証について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われ、承認された（資料 1 参照）。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせんで、不調・打ち切りとなった事案について、その後のフォローは行っているのか。 ⇒ 当センターとして、終結したあっせん事案についてフォローする手段はなく、行っていない。 ・ ご紹介いただいたあっせん（紛争解決）事例の中で適合性の問題がある事案もあるようであるが、これは被申立人（証券会社）の構造的な問題か、それとも一過性のものか。 ⇒ 構造的な問題があれば、自主規制団体に情報提供している。 ・ あっせん申立ての個人法人別状況において、女性の割合が男性の倍程度増加しているのは、何か原因があるのか。 ⇒ 高齢者のウェイトが年々傾向的に高くなってきていると思われるが、高齢者の中で、女性の方がトラブルに巻き込まれる例が結果的に見れば多い。例えば、親や配偶者の財産を相続して、経験がない状況のまま取引を始めるケースなどがある。 ・ 特に男女の区別はしていないと思われるが、これだけ差異があるとすれば、今後取引する場合の注意事項というものを少し考えなくてはいけないということはないか。 ⇒ これが恒常的に続くのであれば、注意した方がよいかと思う。 ⇒ 少し前の調査であるが、株式の保有の比率は、高齢者の女性は非常に高い。このような保有構造があり、そこに勧誘が入ってトラブルのもとになりやすいのではないか。

2. あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について

あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われ、承認された（資料2参照）。

【主な意見等】

- ・ あっせんの期間について、「短い」は、短くて良かったという評価なのか、短過ぎるという評価なのか分からない。また、事情聴取についても、「ふつう」について、ちょうどよかったという意味なのか、どのように評価すればよいのかと感じた。
- ・ 将来的には、アンケートによらず、紛争解決事案等の実施状況の中で申立てから終結までの期間を客観的な数字として出して、その数字とアンケートの申立人の感覚を比較してみるとよくわかるのではないかと感じた。
⇒ 十分検討させていただく。

3. システムインフラのセキュリティ強化について

システムインフラのセキュリティ強化について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、承認された。

4. 今後の財務面における留意事項について

今後の財務面における留意事項について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われ、承認された（資料3参照）。

【主な意見等】

- ・ 特定事業者（当センターに個別利用登録している第二種金融商品取引業者）が減少してきた原因は何か。
⇒ 本年5月末に改正金商法が施行され、その中で第二種金融商品取引業者は自主規制団体（第二種金融商品取引業協会）への加入が原則であり、加入しない場合は、金融ADR（FINMAC）の利用に加えて、社内ルールの整備や内部管理体制の構築等を求められている。
このことから、当センターの利用登録を解除し、自主規制団体である第二種金融商品取引業協会に加入する業者が増加していることが原因である。

以 上